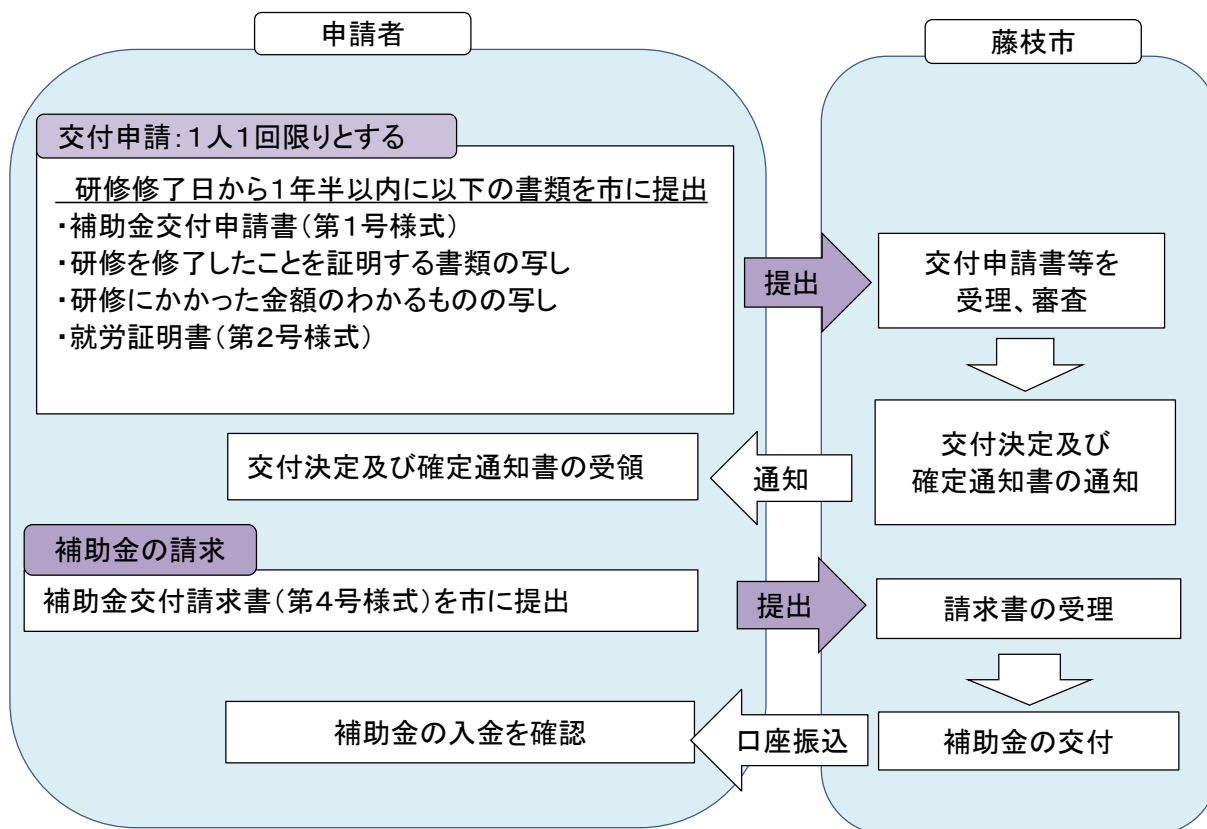


1.介護福祉士研修費補助金(個人へ補助) 手続きの流れ

<補助額> 研修費にかかった対象経費のうち、対象施設からの補助額と同額又は5万円のどちらか少ない金額。

対象者

- ・令和5年4月1日以降に初任者研修又は実務者研修を受けていること。
- ・市内介護事業所から、研修費の補助を受けていること。
- ・市内の介護事業所に介護職として1年以上継続して雇用されている。(派遣職員は除く)
→令和6年度から申請受付開始
- ・他の貸付制度等を利用していないこと。



◆市内対象施設(法人)

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型施設、訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、介護予防型生活援助サービス、訪問入浴介護、通所サービス、介護予防デイ、短期入所サービス、特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型通所介護、グループホーム等

◆申請のタイミング

